

○総務省告示第二百九十号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の十二から第三十二条の十五まで及び第三十二条の十七（これらの規定を同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第三十号（インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイムイングの条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年九月二十九日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう^に改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>第二 無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットネットワーク移動電話端末等の送信タイミングの条件等は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇五 略」</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>第二 無線設備規則第四十九条の六の十二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットネットワーク移動電話端末等の送信タイミングの条件等は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇五 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	